



会長 山田 正
幹事 武川 毅
会報 村上 武彦 高田 次雄
 森田 峯男
 例会場 ホテルサンシャイン佐沼 ☎22-8180 FAX22-0327
 例会日 毎週木曜日 12:30~13:30
 事務所 ホテルサンシャイン佐沼 ☎22-8180 FAX22-0327

第2730回例会 2020. 2. 27 No.32

本日の出席率

・本日の出席率 72.55%

ニコニコボックス

- ・山田正会長 及川富男会員の専門性を有するスピーチにご期待申し上げます。
- ・及川富男会員 本日、スピーチです。よろしくお願ひします。
- ・布施孝之会員 コロナウイルスが早く終息いたしますように。及川富男会員のスピーチに期待します。
- ・村上武彦会員 及川富男会員のスピーチに期待して。
- ・飯塚仁哉会員 及川富男会員のスピーチは、税務に関するお話でしょうか。
- ・佐藤幸一会員 当社の経理をご指導をいただいています及川富男会員のスピーチにご期待いたします。新型コロナウイルスに感染しないよう、お互い気を付けましょう。
- ・江川元徳会員 武漢肺炎は「真実」をかくしたから。まだまだ拡大中、英国船籍、米国の会社が運営している船で感染者が大勢で。日本がやさしく受け入れたのに世界から避難された。あまりにも不公平！
- ・八谷郁夫会員 及川富男会員のスピーチ楽しみです。
- ・菅野幸一郎会員 及川富男会員のスピーチにご期待致します。
- ・高田次雄会員 本日のスピーチ、及川富男会員楽しみに勉強させて下さい。
- ・菅原文之会員 本日のスピーカー、日頃お世話になっている及川富男先生の豊かな人生を通したお話に期待して。
- ・二階堂恭子会員 今日のスピーチ、及川富男会員、仕事のお話なのか楽しみです。
- ・武川毅幹事以下 本日のスピーチに期待して。
 千葉吉男会員 氏家良典会員 佐竹孝行会員
 遠藤光則会員 佐々木源悦会員 岩淵正彦会員

熊谷敏明会員 布施孝尚会員 小野寺伸浩会員
 富士原裕子会員 及川昭宏会員 杉田広仁会員
 佐藤早智子会員 佐々木淳会員 後藤和人会員
 及川長五郎会員 志賀昭洋会員
 以上、ありがとうございます。

会長要件 山田正会長

本日は、我々にはあまり馴染のない「平和フェロー」のご紹介を致します。ロータリー創始者ポール・ハリス没後50年を記念し創設され、現在1,100名以上の卒業生を輩出し、国際ロータリーの重要分野を担っております。

その一人、近松佳郎氏は2003-05年度に平和フェロー2期生として2年間オーストラリアの大学で学びました。彼は、平和フェローシッププログラムで初めて海外の教育機関で学び、異国の同期生から価値観や文化の多様性などを通じて、自身の寛容性を醸成したと述べております。大学の研究では「覚える事」が中心では無く「どうすべきか」など、思考的研究を様々な観点から主張俯瞰出来たことは、大変に有益であったとも述べております。

今世紀、開発途上国ではテロや民族紛争が目立ち、紛争予防や平和構築への貧困問題の解決など、国際協力に向けた「平和フェロー」への事業ニーズは益々増えております。

現在、彼はJICA国際協力事業に従事し、紛争予防のガバナンス体制確立プロジェクトに着手、中でも成長著しいネパールでは「コミュニティー調停普及事業」に着手、住民同士の話し合いによる裁判以外の紛争解決制度に向け、現地住民のコミュニティー調停委員選出や当事者双方の相互理解による紛争予防に繋げる制度を確立しました。

一方、パプアニューギニアでは、鉱石採取産業の透明性イニシアティブ実施を支援、天然資源の収益や使途情報イニシアティブの義務化など国民理解を促す制度を確立しました。また、彼は動画などを制作して現

地の石油エネルギー省などで啓発活動や研修を企画・実施しています。

今後も彼は平和フェローとしての誇りを胸に、平和構築と紛争予防を述べており、大いに期待される平和フェローの一人です。

幹事報告 武川毅幹事

- ・余日RC50周年記念式典について
 2月6日(木)の幹事報告でお知らせしました、余日RC創立50周年記念式典への参加希望をとります。回覧の名簿にご記入下さい。

今週のスピーチ

「身近な税金の話」 及川富男会員
 入会以来、6年半が過ぎ、本日は5回目のスピーチとなります。1回目、2回目は、税務署に入ったところの話、仙台北税務署を振り出しに、各税務署へ転勤したことなどの話、また、税務署内部で使われる隠語や税務調査の種類の話もしました。3回目は、調査先の所得をどうやって計算していくかなど、税務署のリアルな内容を話しました。4回目は、私が育った所の「細倉鉦山」の歴史や当時の暮らしぶりなどを話しました。今回は、ちょうど確定申告の時期でもあるので、身近な税金の話をしてみたいと思います。

○身近な税金

- (1)非課税所得となるもの
 株式会社などと違い、収益事業を行わない公益社団法人、社会福祉法人などは、法人税は課税されません。
 個人の場合は、社会政策的立場から特定の所得に課税されません。例えば、
 ・遺族年金、障害者年金
 ・生活用資産の譲渡所得（1個または1組の価額が30万円を超える貴金属類、書画骨董は除かれる。）
 ・損害保険金、損害賠償金、慰謝料
 ・ノーベル基金からノーベル賞として交付される金品
 ・当せん金（宝くじ）、サッカーくじ
 ※競馬の馬券、競輪の車券の払戻金は一時所得（経費は当たり馬券代のみ）
 一時所得の控除50万円を引いた額の1/2を所得とする。
 (2)免税所得（農業所得者に限られる）
 ・肉用牛の売却による農業所得の課税の特例
 売却価格が100万円未満の肉用牛（ただし消費税での免税制度はない。）
 (3)生命保険金の受け取りの課税関係

保険契約の関係者			保険金受取人		
保険料負担者	被保険者	保険金受取人	傷害	死亡	満期
本人	本人	本人	非課税	(相続税)	一時所得
本人	本人	妻	非課税	(相続税)	贈与税
本人	妻	本人	非課税	一時所得	一時所得
本人	妻	妻	非課税	(相続税)	贈与税
本人	妻	子	非課税	贈与税	贈与税

- (4)寄付金控除
 特定寄付金（所得税法、租税特別措置法で特定されたもの。ふるさと納税なども該当する）
 寄付金額 - 2,000円 = 寄付金控除
 納税者の税率によって税額が軽減される。
 (例) (10,000円 - 2,000円) × 10% = 800円
 一方で、税額控除をする「公益社団法人等寄付金特別控除」がある。累進税率は影響しない。ロータリー財団への寄付などが該当。
 ※ふるさと納税の返礼品は一時所得の対象となる。
 (寄付金の額 × 返礼率) × 件数 = 円
 - (5)臨時所得の平均課税
 例えば、プロ野球のドラフト1位の契約金。極端な計算で1億円の所得には、4,024万円の所得税がかかる。これを、平均課税で1/5にした所得の税金を計算すると、2,600万円となる。
 - 所得税の改正点
 - (1)令和2年分から
 給与所得控除または公的年金控除の額が一律10万円引き下げ、それに伴い基礎控除額が10万円引き上げられる。
 - (2)すでに平成30年分から
 配偶者控除の制限が実施されている。
 合計所得金額900万円超950万円以下 26万円
 950万円超1,000万円以下 13万円
 1,000万円超 0円
 - (3)キャッシュレスポイント還元税の課税上の留意点
 原則として個人の申告の必要がないが、一時所得の収入金額となる場合がある。
 - 贈与税の話
 - (1)暦年課税制度
 1/1~12/31までの間に贈与を受けた金額110万円超に課税。税率は10%~50%とかなりの負担となる。
 - (2)結婚・子育て資金等の一括贈与にかかる贈与税の非課税制度
 20歳~50歳未満の子や孫に父母や祖父母からの贈与。1,000万円（結婚費用の場合は300万円）
 - (3)教育資金の一括贈与にかかる贈与税の非課税制度
 30歳未満の子や孫に父母からの贈与
 1,500万円（学校以外の場合は500万円）
 - (4)住宅取得資金贈与の非課税制度
 20歳以上の子や孫に父母や祖父母からの贈与
 平成28.1.1~令和2.3.31
 700万円（消費税10%の場合2,500万円）
 令和2.4.1~令和3.3.31
 500万円（消費税10%の場合1,000万円）
 - (5)相続時精算課税制度
 20歳以上の子や孫に60歳以上の父母や祖父母からの贈与。2,500万円まで贈与税をかけないで、相続が発生した時に精算するもの。2,500万円を超えた部分があれば20%の贈与税がかかる。
 尚、納めた贈与税は相続税の額から控除される。この制度を一度選択すると、(1)の暦年課税制度の110万円の控除は受けられない。
 - (6)制度の重複適用について
 (4)の住宅取得等資金贈与の非課税制度は、その年分だけ、(1)の暦年課税の基礎控除と(5)の相続時精算課税制度を併せて適用可能となる。
- 詳細は、配布された資料をご参照下さい。 —